

## 古代の衢（ちまた）をめぐって

白石太一郎

- はじめに
- 一 衢の所在
  - 二 衢の機能
  - 三 衢の成立時期
  - 四 広場としての衢―むすびにかえて―

### 論文要旨

七世紀から八世紀頃、奈良盆地内の交通の要衝には、衢（ちまた）とよばれ、市が立ち、多くの人びとが集まる場所があった。下ツ道と阿部・山田道の交叉点の「軽衢」、同じく下ツ道と横大路の交叉点の「八木衢」、横大路と山辺道、さらに難波との水路として機能を果たした初瀬川などが交わる付近にあった「海石榴市衢」、横大路の西端で河内に至る大坂越えの大津道と竹内越えの丹比道に分岐する「当麻衢」、上ツ道と竜田道が交叉する「石上衢」などが知られる。「日本書記」「靈異記」などによると、これらの衢には交通の要衝として厩などの施設がおかれ、また市が立つほか、葬送儀礼を含むさまざまな儀礼の場でもあった。ここでは相撲などの遊戯もおこなわれ、また歌垣など男女交際の空間としても機能し、さらに刑罰執行の場でもあり、人びとへの情報伝達の場でもあった。まさに多くの人びとの交流空間の広場として重要な役割をはたしていたのである。これらの衢は、遅くとも七世紀の初めには出現していたものと想定され、藤原京以前に成立していたことは疑

いない。

六世紀以降の官司制の発展は、多くの官人の宮室近くへの集住をうながし、その結果七世紀には大王の宮室は飛鳥地方に継続して営まれるようになる。こうした地域の共同体から遊離した貴族や官人、さらにそれを支えるさまざまな職掌の人びとの集住は、必然的に市をはじめとする都市的な住民の生活を支える機能をもつ場所を生みだした。こうした機能をはたしたのが衢に他ならない。藤原京、平城京など日本の古代都市は、律令国家が天皇を中心とする支配のために、中国の都城制に倣って上から設定した政治都市にほかならないとする理解が一般的である。しかしそうした人為的に造成された政治都市が存立しうる前提には、都市の経済機能をささえる市や市人が存在し、流通システムやそれを補完する交通路の整備などが必要である。衢の存在は、こうした日本列島における都市成立の前提条件を考える上に重要な視点を提供するものといえよう。

## はじめに

いわゆる「藤原京」や平城京にはじまる日本の古代都市は、「都城」という言葉が端的に示すように、古代律令制国家が、天皇を中心とする支配のために設定した政治的拠点である。その意味では狩野久の論ずるように、農村のなかに形成された専制君主の宿营地にすぎず、独自の経済基盤をもつ都市とはいえない<sup>(1)</sup>かもしれない。しかしそこでは、多数の官人や一般の京戸が集住し、律令的収奪関係に寄生するものとはいえ、市場も存在し、律令支配の原則のみでは律しきれない都市的な生活が営まれていたことも否定できない。

もとより、古代の日本に古代地中海世界にみられたような「都市」の存在を求めることは出来ない。しかし日本列島でも、古代王権による支配体制の整備と並行して、各地に対外的な、あるいは地域的な交易のセンターが形成され、非農村的な交易拠点が形成されていたことは疑いなくろう。難波津や那の津などでは、王権による交易とともに、商人によるある程度自由な商業活動が行われていたであろうことも想定できよう。また大和や河内の内陸部でも、交通の要衝に軽市、海石榴市、恵我市などよばれる市が形成されていたことも知られている。こうした交通の要衝は衢(ちまた)ともよばれ、市が立つほか、多くの人びとが集まる場所、すなわち広場的な空間として、民衆の交流空間としての機能を果たしていたらしい。

小論は、日本の都市における人びとの交流空間としての「広場」の問題を共通課題とする共同研究のテーマにしたがい、人びとの交流空間、すなわち広場としての古代の衢をとりあげ、それが果たした役割や歴史の意味について検討しようとするものである。古代の衢については、すでに岸俊男氏<sup>(2)</sup>や和田萃氏<sup>(3)</sup>が畿内における古代の交通路の問題を検討する中で注意され、また前田晴人氏が王権による祭祀的側面から詳しい考察を試みておられる。古代の衢に関する文献史料にはごく限られたものしかなく、また衢に関する意識的な発掘調査など考古学的アプローチも今後の課題として残されたままである。したがって現段階における古代の衢に関する基本的な検討作業は、すでに岸、和田、前田三氏の仕事でほぼ尽きており、それに加えるものはほとんどないといってもよいのかもしれない。それにもかかわらず、あえてこの問題を取り上げるのは、都城制成立以前における都市的な要素の萌芽を、この衢の中に見いだすことが出来るのではないかと考えるからにほかならない。それはまた、日本における古代都市成立の前提として、支配権力によつて設定された政治都市としての側面以外の要素がまったくみられなかったかどうかを探る作業でもある。

## 一 衢の所在

古代の文献史料にみられる衢には、大和の軽衢(かるのちまた)、海石榴市衢(つばいちのちまた)、当麻衢(たいまのちまた)、石上衢(いそ

のかみのちまた）などがあり、さらに鎌倉時代のものとされる『長谷寺縁起』には大和の八木衝（やぎのちまた）がみられる。またのちに述べるように、衝とは記されていないが河内の恵我市（えがのいち）もこれらと同様の性格をもつものであったのではないかと思われる。このほか『出雲風土記』にも十字衝や玉作衝などがみられるが、ここでは都城制との関連から、畿内の大和にみられる五か所の衝を中心に検討することにした。

## （一） 軽衝

軽衝については、『日本書紀』の推古天皇二十年二月二十日条に

二月の辛亥の朔庚午に、皇太夫人堅鹽媛を檢限大陵に改め葬る。是の日に、輕の衝に、誅る。

とあつて蘇我稻目の女で欽明天皇の妃の堅塩媛を欽明の檢限大陵に改葬するに際して、「輕衝」すなわち「輕衝」で誅儀礼がおこなわれたことが記されている。

また『日本書紀』上巻の第一話「雷を捉ふる縁」にも、小子部栖輕が雄略天皇の命を承けて雷を捕まえに行く話のなかに

栖輕勅を奉り宮より罷り出で、緋の纒を額に著け、赤き幡桿をささげて、馬に乗り、阿部の山田の前の道と豊浦寺の前の路とより走り往きて、輕の諸越の衝に至り、叫囂び請けて言はく「天の鳴雷神、天皇請け呼び奉る云々」といふ。

とあつて、「輕諸越衝」がみられる。

「輕衝」とするものはこの二例であるが、ほかに「輕市」が『日本書紀』の天武十年十月是月条にみられ、書紀の推古二十年の記載にみえる「輕衝」と同じものと考えられる。

是の月に、天皇、廣瀬野に蒐したまはむとして、行宮構り訖り、装束既に備へつ。然るに車駕、遂に幸せず。唯し親王より以下及び群卿、皆輕市に居りて、装束せる鞍馬を檢校ふ。小錦より以上の大夫、皆樹の下に列り坐れり。大山位より以下は、皆親ら乘れり。共に大路の隨に、南より北に行く。新羅の使者、至りて告げて曰さく、「國の王薨せぬ」とまうす。

このうち『靈異記』の史料は、小子部栖輕が磐余にあつた雄略の泊瀬朝倉宮から「阿部の山田の前の道と豊浦寺の前の路」を経て「輕の諸越の衝」に至つたことがみられる。一方、天武十年紀の記載には、親王以下群卿たちが輕市から「共に大路の隨に南より北に行く」とある。このことから「輕衝」が、奈良盆地を南北に縦貫する幹線道路の一つ上ツ道が現桜井市阿部付近で南南西に折れ、さらに山田付近で西にまがる、いわゆる「阿部山田道」と、現橿原市の大輕町付近から北上する大路である下ツ道との交差点にあたるのが知られるのである。

この下ツ道はさらに南下して芦原峠をへて吉野に至るとともに、途中檢前付近から西南に分かれて巨瀬道となり、現五条市を経て紀伊に至るのである。『万葉集』にみえる笠朝臣金村の歌（巻四、五四三）に「天飛ぶや輕の道より 玉櫛 畝火を見つつ 麻裳よし紀路に入り立ち……」とあることから、人麿が「天飛ぶや 輕の路は 我妹子が 里にしあ

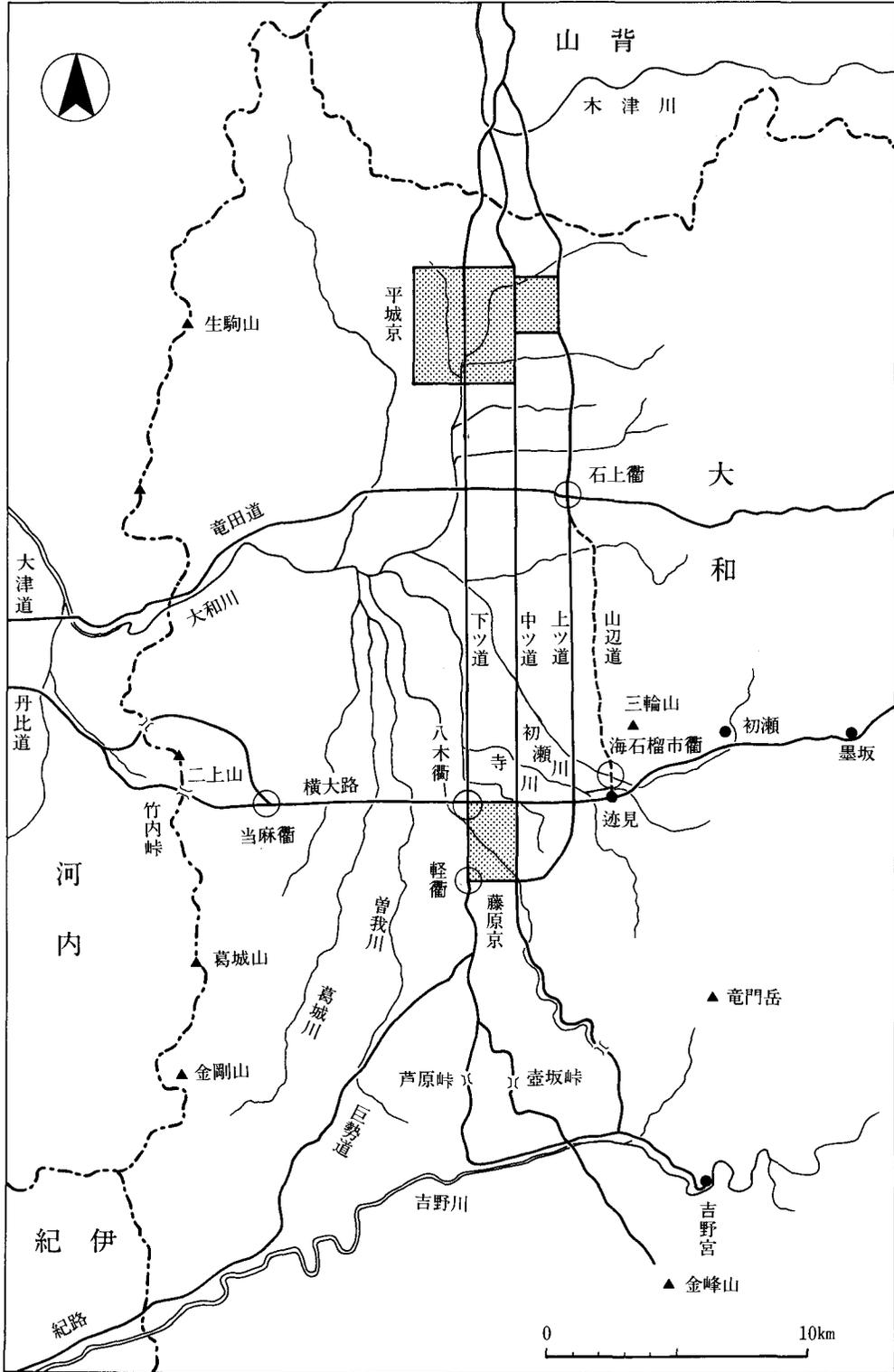


図1 大和の古道と衢 (岸俊男氏原図に加筆)

れば……」と詠んだ「輕路」はこのうち南北に通る下ツ道をいうのであろう。

一方、阿部山田道も「輕衢」からさらに西に延びていたことが推定される。それは久米寺の南を通り、低い丘陵をこえ、高取川を渡ってさらに西へ直進していたようで、その延長部分が突き当たる新沢千塚古墳群の営まれている千塚山丘陵は、この道の延長部分で幅数メートルにわたって切断され、切り通しが設けられている。その先は不明であるが、飛鳥と葛城地方を結ぶ重要な交通路であったことが推定される。『日本書紀』の雄略四年二月条には、葛城山に狩りにでかけた雄略天皇を葛城一言主神が来目水（久米川・現高取川）のほとりまで見送ったという記事がある。それはこうした葛城地方にまでのびる阿部・山田道の実態を下敷きにして書かれたものであろう。

岸俊男氏がはやくに指摘されたように、この下ツ道と阿部山田道の交点はほぼ藤原京の西南隅にあつている。<sup>(5)</sup>この付近では下ツ道は吉野に至る現在の国道一六九号線に重なり、また阿部山田道も近鉄の橿原神宮駅東口から飛鳥へ至る現在の県道に重なっている。付近は駅前の繁華街となっていて、大規模な発掘調査などは行われていない。ただ戦前の橿原遺跡の調査の際に、この交差点の西北の地域で奈良時代の大規模な掘立柱建物や井戸が見つかり、<sup>(6)</sup>また交差点の西南の地域でもかつて屋瓦や礎石の存在が注意されており、『橿原市史』は厩坂寺の跡に擬している。<sup>(7)</sup>さらに和田萃氏は平城京時代の大和の国府をこの下ツ道と阿部・山田道の交差点付近に想定しておられる。<sup>(8)</sup>

下ツ道と阿部・山田道の交差点付近での発掘調査例はほとんどないが、この両道の延長上での調査は何箇所かで行われている。まず下ツ道については、両道の交差点より約一・一キロほど北方、藤原京右京七条四坊西辺の下ツ道、すなわち岸説による藤原京西京極大路の一部が奈良国立文化財研究所によって調査されている。ここでは下ツ道の路面の一部と東側溝が三七メートルにわたり検出されているが、西側溝は国道にかかっていて調査されていない。東側溝はこの部分では北に流れ、幅一・五〜二・五メートル、深さ〇・八〜一・二メートルある。ただし調査区の南半では溝心を少しずらした古い時期の溝が検出され、その部分にはしがらみを組んで水をためた溜まりも見つかっている。古い溝からは七世紀後半代の土師器・須恵器が、新しい溝からは一〇世紀の土器が出土している。<sup>(9)</sup>

この地点よりさらに六〇〇メートルほど北の藤原京右京五条四坊の西辺部分でも、橿原市教育委員会の調査により、下ツ道の東側溝が南北八一メートルにわたり検出されている。やはり西側溝は不明であるが、北流し、その幅は七メートル前後もあり、七条付近に比べるとその幅が著しく広くなっていることが注意される。またこの溝からは藤原宮期の木簡のほか、金属製の人形・素文鏡・鈴、木製の人形・斎串・大刀・馬・鳥・舟、さらに土馬、手づくね土器、ミニチュアの竈など祭祀に用いられたと考えられる遺物が多数出土している。<sup>(10)</sup>

残念ながら藤原京の西辺部分では下ツ道の幅はわからないが、この道の北方延長上の平城京内やその南の部分でも何箇所か下ツ道の遺溝が検

出されている。それらのなかでも、平城京の朱雀大路路面の下層で下ツ道が検出されているのは、平城京以前のこの道路の実態を考える上に貴重な手がかりとなろう。一九七三年に奈良国立文化財研究所の調査により、平城京の朱雀大路と五条大路と六条大路の間の条間大路の交叉点の北側部分で検出された下ツ道は、東側溝は幅四・五メートル、深さ四〇センチ、西側溝は幅約四メートル、深さ二〇〜七〇センチあり、両溝の心々距離は約二三メートルもあった。その中心線は朱雀大路の中心線と完全に一致し、この西側溝からは七世紀後半を下限とする須恵器・土師器が出土している<sup>(11)</sup>。

また羅城門から約二キロメートルほど南下した稗田遺跡でも、東西溝間の心々距離二三メートルの下ツ道が検出されている。ただしこの部分では西溝は幅約三メートル、深さ約一メートルであるのに対して東溝は幅約一メートル、深さ約二メートルもあり、当然有効道路幅は狭くなっている<sup>(12)</sup>。

このように軽衝付近での下ツ道の規模や構造は不明であるが、奈良盆地各所での調査結果から、この道路が溝の心々距離で約二三メートルほどであったことがわかる。したがって両側溝の幅が五メートル程度とする道路面の幅約一八メートルほどの大規模なもので、遅くとも七世紀後半には出現していたことが知られるのである。

阿部・山田道については、県道檀原神宮東口停車場飛鳥線の拡幅に伴う事前調査が一九八八年度から一九九一年度にわたって奈良国立文化財研究所により実施され、阿部・山田道を踏襲すると考えられている現県

道の北側の拡幅予定地部分が、明日香村奥山地区ほかで東西約四〇メートルに渡って発掘されたが、明らかに阿部・山田道に関わると考えられる遺溝は検出されていない<sup>(13)</sup>。

一方、最近の調査で藤原京の南京極大路の北側溝の可能性が大きい東西溝が、右京十二条四坊の南辺にあたる檀原市石川町の県道檀原神宮東口飛鳥線より数十メートル南方で見つかっている<sup>(14)</sup>。藤原京の南京極大路については計算上、阿部・山田道を踏襲すると考えられる県道檀原神宮東口飛鳥線より一〇〇メートルほど南にすることが知られていたが、阿部・山田道を南京極路として利用したため少し北に片寄ったものと考えられていた。しかしこうした最近の調査結果から考えると、むしろ本来の阿部・山田道、すなわち藤原京南京極大路は、現県道檀原神宮東口飛鳥線より南にあり、藤原京廃絶後、条里制地割りの施工時に、阿部・山田道が高市郡路東二十八条と二十九条の里境の現県道の位置に移動したものではなからうか。次節でみるように軽の坂上には厩があり、厩坂とも呼ばれていたが、軽衝の位置も現檀原神宮駅東口前の交差点付近より少し南に寄った方が坂に接近し、よりふさわしいと思われるのである。

阿部・山田道の実態については今後の調査に待つほかないが、さきにふれた軽衝より西方への延長部分で新沢千塚古墳群のある丘陵部分を切り通した部分でも、その幅は上端で約一〇メートル、底部で二メートル程度であり、それほど幅のある道路であったとは考え難い。奈良盆地を南北に貫通する幹線道路の下ツ道や東西に通る横大路のように太い道路幅をもつものではなかったのであろう。なお、奈良盆地に敷かれた幹線

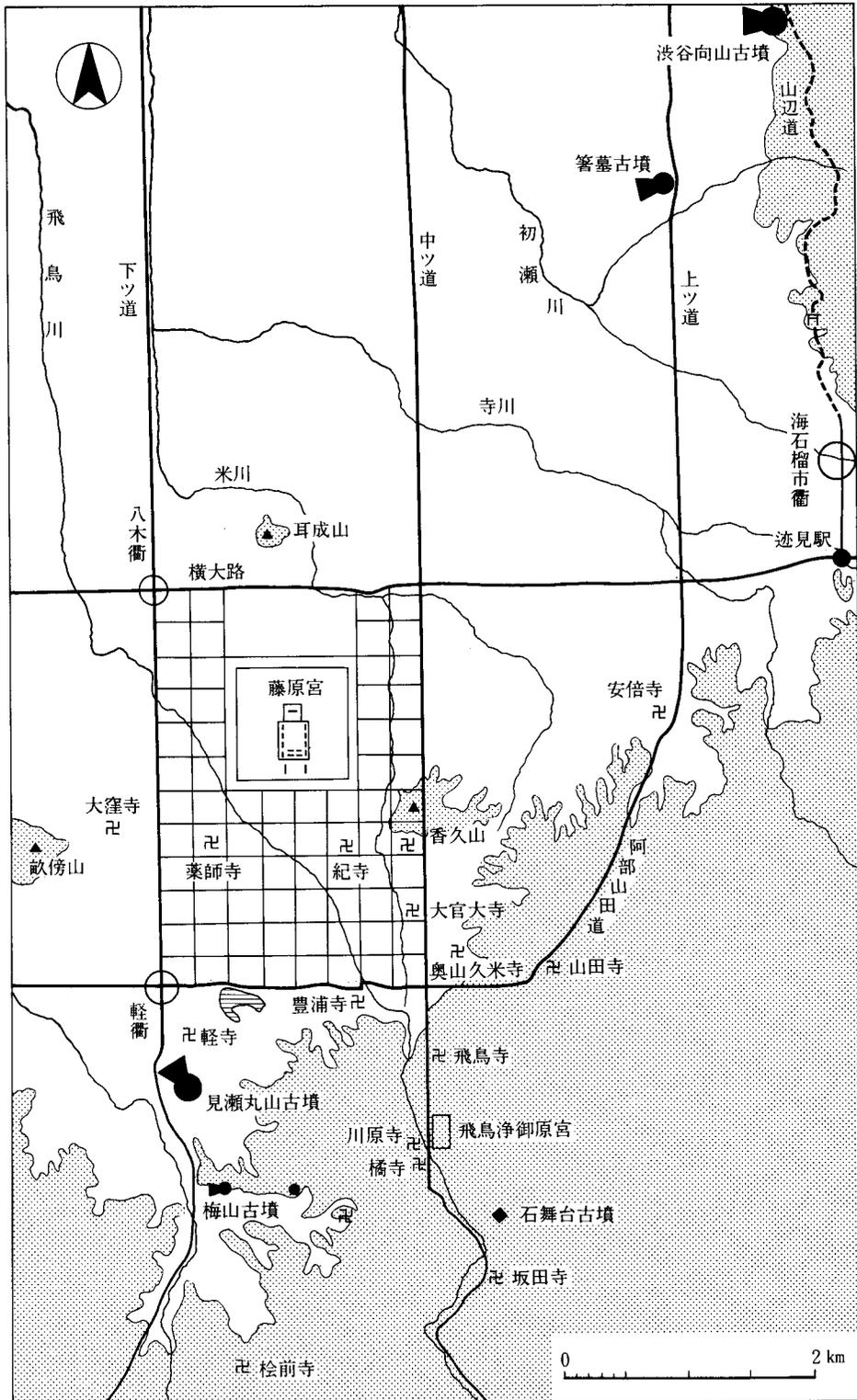


図2 藤原京と衝（岸俊男氏原図に加筆）

道路でも、条里制地割りが道路敷部分を除外した、いわゆる「条里余剩帯」が認められるのは下ッ道と横大路の二道だけである。

いずれにしても「軽衝」が、下ッ道と阿部・山田道の交叉する場所にほかならず、それが現在の橿原市久米町字丈六、国道一六九号線と県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の交叉点付近、ないしその南方であることはほぼ疑いなかろう。この付近の七世紀ころの景観を復元する確実な材料はいまのところないが、南北の下ッ道が道路幅一八メートルほどの広さをもっていたと思われ、阿部・山田道との交叉点からその南北の下ッ道の道路敷き部分を含んだ一帯が広場としての「軽衝」にほかならなかつたものと思われるのである。

なお「藤原京」については、岸説の十二条八坊の範囲外にも条坊道路が延びることが各所で確認されており、京域については大きな問題が残されている。ただし当初十二条八坊であった藤原京のちに拡張された可能性もあり、ここでは一応岸説の京域を前提に考えてみた。調査の進展を待つてさらに検討したい。

## (二) 海石榴市衢

『日本書紀』推古十六年八月三日条には

秋八月の辛丑の朔癸卯に、唐の客、京に入る。是の日に、飾騎七十五匹を遣して、唐の客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部連比羅夫、以て禮の辭を告す。

とある。これは六月に難波津に泊まった隋使裴世清ら一行が、おそらく

難波津から大和川、初瀬川をさかのぼって飛鳥に入ろうとした際、海石榴市に飾騎七五匹を遣わして迎えたというもので、海石榴市衢が初瀬川を遡った船をすて、陸路をとるために上陸する港でもあったことを伺わせる。

『日本書紀』の武烈即位前紀にも、平群眞鳥大臣の子鮪に奸かされた物部麁鹿火大連の女影媛が、即位前の武烈に求婚されて困り、「海石榴市港」で合うことを約し、そこでの歌垣の場で影媛をめぐつて皇太子と鮪が歌で掛合う物語りがみられる。

さらに『日本書紀』敏達十四年三月三十日条にみられる物部守屋大連らの排仏記事のなかに

物部弓削守屋大連、自ら寺に詣りて、胡床しりょうたに踞まり坐り。其の塔を斫きり倒して、火を縦たけて燔やく。并て佛像と佛殿とを焼やく。既にして焼く所の餘の佛像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。是の日に、雲無くして風ふき雨ふる。大連、被雨衣あまそびせり。馬子宿禰と、従ひて行へる法の侶とを誅責せめて、毀やぶり辱むる心を生さしむ。乃ち佐伯造御室更の名は、於閭おろけ礫げを遣して、馬子宿禰の供る善信等の尼を喚ぶ。是これに由りて、馬子宿禰、敢へて命に違はずして、惻愴いたみなげき啼泣いなきちつつ、尼等を喚び出して、御室に付きく。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮かむどへて、海石榴市の亭うまやたちしりかぢに楚撻ちたちき。

の記載があり、海石榴市衢には「亭（うまやたち）」、すなわち駅家的な施設があったことを伺わせる。またこの説話は『元興寺縁起』にもみられ、そこでは

他田天皇、仏法を破らむと欲たまひ、(中略)佐俣岐弥牟留古造をして、三の尼等を召さしむ。泣きて出で往く時、大臣を覲き。三の尼等を経て都波岐市の長屋に至りし時、その法衣を脱がして仏法を破り滅しき。

とあつて排仏の主体が他田天皇、すなわち敏達となり、「海石榴市の亭」が「都波岐市の長屋」となっている。

このほか「海石榴市衝」については『万葉集』の巻十二に

海石榴市の八十の衝に立ちならし結びし紐を解かまく惜しも(二九五一)

の歌があり、さらに同巻に

紫は灰指すものそ海石榴市の八十の衝に逢へる児や誰(三二〇二)

たちちねの母が呼ぶ名を申さめど路行く人を誰と知りてか(三二〇二)

この「海石榴市衝」の位置については、書紀の推古十六年八月の隋使入京の記事などから、初瀬川と飛鳥に至るいずれかの大道との交わりと推定される。また平安時代には都から長谷寺詣の宿泊地としても賑わったことが、「市はたつの市。さとの市。つば市は大和にあまたある中に、長谷に詣づる人のかならずそこに泊まりければ、観音の縁のあるにやと心ことなるなり」という『枕草子』の記事や、『源氏物語』の夕顔

と頭中将との間に生まれた玉蔓がこの樺市で右近という老女とめぐり合う物語りなどからも知られる。

ただ延長四年(九二六)七月二十九日、長谷山が崩れ、樺市に至って人烟ごとく流されたことが『日本紀略』に記されている。『枕草子』などにみられる樺市の位置は、山津波のあとを避けて安全な山よりの場所に移動している可能性も十分考えられよう。近世の地誌類をはじめ多くの説は、海石榴市の位置を現桜井市金谷にある海石榴市観音の小堂付近に求める。しかしこれは延長四年の洪水のあと、当時盛行した長谷詣の宿駅として三輪山麓の現在の長谷街道沿いに移動した後の樺市の場所を示すものであろう。

奈良時代あるいはそれ以前の海石榴市衝の位置については、考古学的な調査を含む今後の研究にまたねばならないが、横大路と山辺道の交点にも近い、現初瀬川と近鉄大阪線、JR桜井線に囲まれた初瀬川の谷口のいずれかの地にあつたものと考えておきたい。そこは、西へは奈良盆地南部を東西に貫いて河内に至る横大路が、東へは横大路の延長で、初瀬川の谷をさかのぼり、墨坂を越えて伊賀・伊勢に至る、大和と東国を結ぶ最重要路が通る。また奈良盆地の東辺を南下してきた山辺道、忍坂をへて大宇陀から吉野や高見峠越えて伊勢に至る粟原川沿いの道、さらに難波と大和を結ぶ水路としての初瀬川などがすべて集まる、まさに「八十の衝」にふさわしいと思われる。

但し天武朝頃には、横大路と山辺道の交点付近に海石榴市とは別に迹見駅が、大和から東国への幹線道路の起点として置かれる<sup>(15)</sup>。このことか

らも海石榴市衝は迹見駅の北方、山辺道と初瀬川との交点付近に求めるべきであろうか。

なお和田萃氏は、横大路と上ツ道の交叉点付近に海石榴市の位置を求めておられる。<sup>(16)</sup>この場合裴世清らの入京ルート<sup>(16)</sup>を初瀬川でなく寺川に求めれば想定可能ではあるが、この場所では長谷山崩壊にともなう初瀬川の洪水の被害をうけたとする「日本紀略」の記載とは整合しない。この山津波による被災を重視すれば、初瀬谷の谷口にあたる筆者の想定地がより蓋然性が高いと思われるのである。

また前川晴人氏は、海石榴市衝の位置を横大路の東への延長部分と三輪山麓を東南進した山辺道が合流する現桜井市慈恩寺(旧追分)の旧街道の交差点付近に求めておられる。<sup>(17)</sup>しかしこの場所では海石榴市伝承地の現海石榴市観音とやや離れ過ぎの感があり、また本来の山辺道の本道の南端が大きく東南へ曲がっていたかどうかは疑問である。さきにもふれたように山辺道が大きく初瀬の谷に曲がり込むようになるのは、長谷詣でが盛んになる平安朝のことであろう。

一九七五年二月、桜井市金谷の集落の西南方、初瀬川右岸の海石榴市推定地で、桜井市の宅地造成工事に先立って、奈良県立橿原考古学研究所によって試掘調査が実施されたが、古代に遡る遺構や遺物の存在は確認出来なかったという。<sup>(18)</sup>

### (三) 当麻衝

当麻衝については、『日本書紀』の天武元年七月四日は日条の壬申の乱

に関する記載のなかに次のような記事がある。

是の日に、將軍吹負、近江の爲に敗られて、特一二の騎を率て走ぐ。墨坂に逮りて、遇菟が軍の至るに逢ひぬ。更に還りて金綱井に屯みて、散れる卒を招き聚む。是に、近江の軍、大坂道より至ると聞きて、將軍軍を引きて西に如く。當麻の衝に到りて、壹伎史韓國が軍と、葦池の側に戦ふ。

大伴吹負が横大路沿いの金綱井から西進して「当麻衝」に至り、河内から大坂道を越えて進軍してきた近江軍の宅岐史韓國と葦池の付近で戦ってこれを破ったというものである。したがって「当麻衝」の位置は横大路と大坂道が合流する付近ということになる。大坂道は二上山の南をこえる竹内街道、すなわち丹比道に対して、二上山の北側穴虫峠をこえるもので、河内南部の平野を南の丹比道(当麻道)と並行して東西に通る大津道、すなわち後世の長尾街道に接続していたものと考えられている。この現長尾街道は奈良盆地に入って大きく南下し、現当麻町長尾で横大路と交叉し、さらに一町ほど南進して西から竹内峠を越えてきて東へ進む竹内街道にまで延びている。いずれにしても本来の横大路、大坂道、丹比道がどのようにして合流していたかは、いまずぐ明らかにすることは出来ないが、この長尾付近で接続していたことは疑いなく、またその地点が「当麻衝」であったことも疑いなかろう。

なお横大路については、何箇所かで発掘調査が行われ、その側溝も検出されている。ただ同一地点で南北の側溝が確認されている例はまたなく、正確な道路幅はあきらかにされていない。藤原京北辺部での調査例

をつなぎ合わせて溝心々間約二九メートルの数値が求められているが、<sup>(19)</sup> 確実とはいえない。下ツ道と同じように道路部分には条里制地割りがかかれていない「条里余剝帯」が認められる。その部分の幅は下ツ道と同じように四〇メートル余りである。したがって下ツ道とともに相当の道路幅を持っていたものと考えてあやまりなからう。

#### (四) 石上衢

『統日本紀』の延暦八年十月十七日条には、散位従三位高倉朝臣福信の薨伝がみられる。そのなかに彼の少年時代の次のような逸話が載せられている。

延暦八年十月乙酉、散位従三位高倉朝臣福信薨す。福信は武蔵国高麗郡の人なり。本姓肖奈、その祖福徳は、唐将李勣平壤城を抜くに属し、国家に来帰し、武蔵に居る。福信は即ち福徳の孫なり。小年にして伯父肖奈行文に随いて都に入る。時に同輩と晩頭、石上衢へ往き、遊戯相撲するに、巧みにその力を用いて、能くその敵に勝つ。遂に内裏に聞え、召して内豎所に侍せしむ。是より名をあらわす。

すなわち伯父の肖奈行文に伴われて都（平城京）に来ていた福信は、ある日の夕刻「石上衢」に出掛け、遊戯の相撲をし、巧みにその相手を負かし、その噂は内裏にまで聞こえたというのである。この石上衢が現天理市石上付近であることはほぼ疑いなからう。この石上に北接する標本の地は、盆地南部から北上してきた上ツ道が現天理市付近に入って東

から延びる丘陵をさけてやや西によって北上する現上街道と奈良盆地北部を東西に横貫する北の横大路、すなわち竜田道（この付近では現県道福住横田線）との交差点にあたっている。この北の横大路は西に行くと斑鳩・竜田をへて河内に至っておそらく大津道（長尾街道）につながり、東は都祁山道へて伊賀・伊勢に至る重要な交通路である。

なおこの竜田道と上ツ道の交差点付近は現在の天理市標本町にあたる。この標本は近世の市ノ本村であり、また現石上町には式内社の石上市神社があり、この地には古代に市が存在したことが知られる。標本の地名は天曆四年（九五〇）の『東大寺封戸莊園并寺用帳』（東南院文書）にも見られる古い地名であるが、本来は石上衢にもなった石上市に由来するものであったのではなからうか。あるいはこの市に標すなわちイチイガシの木が植えられていたことに由来するものであろうか。

#### (五) 八木衢

菅原道真の撰という伝えをもち、鎌倉時代のものとされる『長谷寺縁起』には、長谷寺の本尊十一面観音の由来が書かれている。大和国高市郡八木里の小井門子という女性が、近江国高島郡白蓮華谷にあった霊木を、父母と夫の菩提を願って仏像を彫らせるため「八木衢」にまで運んだが、これを果たせなかつた。その後播磨国揖保郡出身の僧徳道が、聖武天皇の勅をうけ、稽文會・稽首勲の二人にこの霊木で仏像を刻ませたのが、長谷寺本堂の十二面観音であるという。

下ツ道（現中街道）と横大路（現初瀬街道）の交差点にあたる八木の

地には、中世にも「矢木市」があり、『大乘院雜事記』によると「数百間の屋形」がつくられたという。この幹線道路の交叉点は現在も「札の辻」の地名がのこり、近世にも高札場であった。『西国名所図会』はその繁盛の有様を「四方往還の十字街なれば、晴雨寒暑をいとわず、平生に旅人断間なく、至って賑わはし。毎朝札場の傍において魚市あり」と書いている。

『長谷寺縁起』の史料的価値については問題が残るが、この地もまた古代以来「八木衢」と呼ばれていたことを示す史料として興味深い。

## 二 衢の機能

前節で検討したように、大和にみられる五個所の「衢」はいずれも交通の要衝にあつている。すなわち奈良盆地を南北に縦貫する計画道路「下ツ道と阿部・山田道の交叉点」が「軽衢」であり、下ツ道と奈良盆地南部を東西に横貫する横大路の交叉点「八木衢」である。また横大路と盆地東辺の山麓部を南下してきた山辺道との交叉点付近で、かつ難波との河川交通路としての初瀬川の舟付き場でもあつたのが「海石榴市衢」である。さらにこの横大路に河内から大坂を越えてきた天津道、竹内峠を越えてきた丹比道が交わるところが「当麻衢」であり、さらに盆地北部を東西に横貫する北の横大路竜田道と盆地を南北に縦貫する上ツ道の交叉点とところが「石上衢」であつた。

このほか史料には「衢」としての名称が伝えられていないが、おそらく

く横大路と上ツ道や中ツ道の交叉点なども「衢」と呼ばれていた可能性が大きいと思われる。なお、『日本書紀』にたびたび登場する「飛鳥寺西の槻樹」「飛鳥寺の西」の広場も、中ツ道と飛鳥寺の北辺の道との交叉点付近にあたり、さまざまな国家的儀式の行われる重要な広場であつた。北に続く水落遺跡や石神遺跡の調査の進展が待たれるが、ただその性格はより王権に密着しているようであり、一般民衆に開放された広場としての衢とは、一応分離して考えておきたい。

また大和から竹内峠を越える丹比道と大阪平野の東辺の山麓を南北に縦貫する古道であつた現東高野街道の交叉点付近は現在の羽曳野市古市であるが、この付近には餌香市があつた。『日本書紀』の雄略十三年三月条や顕宗即位前紀には「餌香市」の名が見え、さらに『続日本紀』宝龜元年三月条にも「合賀市司を任ず」とある。この餌香市などもまた「衢」と呼ばれた可能性が大きいと思われる。

このように「衢」が交通の要衝として重要な機能をはたしたことは明らかである。またこうした機能を果たすための施設として、「海石榴市衢」には「亭(うまやたち)」があつたことが『日本書紀』の敏達十四年三月条の物部守屋の排仏記事にみえる。同じ記事を載せる『元興寺縁起』では「長屋」とするが、これは「馬屋」の誤りかとする説もある。<sup>(20)</sup>

また『日本書紀』応神三年十月条には「百濟王、阿直伎を遣わして、良馬二匹を貢る。即ち軽の坂上の厩に飼わしむ。故、其馬養ひし処を号けて厩坂という」とあり、同三年十月条には「蝦夷を役ひて、厩坂道を作らしむ」と記されている。また「軽衢」の近くに厩坂寺があつたこと

も知られているが、この厩も「軽衢」の交通機能にともなう施設であった可能性が大きい。厩坂寺については「軽衢」の東方のウラン坊廃寺を当てる説<sup>(21)</sup>が有力であるが、「軽の坂上」の坂は「軽衢」の南の坂を指した可能性が大きいと思われる。いずれにしても「軽衢」に厩がともなっていたことは確かであろう。

「衢」は「みちまた」に由来すると思われるその名称からも交通の要衝としての意味が大きいと思われるが、それ以外にも多様な機能を果たしていたことがうかがわれる。以下その主要なものを整理しておこう。

## (一) 市

まず「衢」が果たした役割で第一にあげなければならないのはそれが「市」でもあったことであろう。「軽衢」が「軽市」にほかならなかったことはさきにあげた『日本書紀』天武十年十月条や『万葉集』のいくつかの歌からも明らかであろう。「海石榴市衢」についてはまさに「海石榴市」の「衢」であり、本来は「ツバキイチ」が「ツバイチ」となったものであろう。ここには多くの椿の木が植えられていたらしい。<sup>(22)</sup>

また「石上衢」が石上市神社の存在からも市でもあったことが知られる。この神社は「延喜式」の神名帳の大和国山辺郡にその名がみられる式内社である。なおこの「石上衢」の想定地は現在天理市櫛本町であるが、さきにもふれたようにこの櫛本はあるいはこの市に植えられた木がイチイガシであったことによるものかもしれない。

「当麻衢」については「市」であったことを示す史料はないが、その

位置が河内から大和に入ったばかりの要衝の地であり、「市」の存在は当然予想される。

『日本書紀』の雄略十三年三月条には「餌香市辺の橋の本」とあり、河内の餌香市には橋の木が植えられていたらしい。また敏達紀十二年是歳条には「阿斗桑市」がみられ、下ツ道と寺川の交点付近にあったと推定される阿斗市には桑がうえられていた。<sup>(23)</sup>さらに『万葉集』卷三には「門部王、東の市の樹を詠ひて作る歌」として

東の市の植木の木垂るまで逢はず久しみうべ恋ひにけり(三二〇)  
の一首があり、平城京の東市にも大きな木が植えられたらしい。もともと露天の衢の市では大きな木陰が必要であったからであろう。

## (二) 儀礼の場

「衢」はまた儀礼の場でもあったことが、さきに引いた『日本書紀』推古二十年二月条に「軽衢」で堅塩媛の檢限大陵改葬にともなう誄が行われていたことから知られる。この檢限大陵が奈良盆地最大の前方後円墳である橿原市の見瀬丸山古墳であることは、宮内庁が公表した同古墳の横穴式石室や家形石棺の実測図から知られるそれらの型式からみてもまず確実であろう。<sup>(24)</sup>この古墳は「軽衢」から下ツ道を六〇〇メートルほど南下した至近距離にある。この改葬は、蘇我稲目の女で用明や推古の母にあたる堅塩媛を欽明の没後四九年後、堅塩媛も「改葬」というから没してある程度の年数が経っていたと思われる時期に、改めて欽明の墓に合葬したものである。本来夫婦合葬の風習のなかつたこの時期とし

ては、きわめて特異な出来事である。それは堅塩媛の兄妹(姉弟)であった蘇我馬子が、蘇我氏と大王家とのみ<sup>う</sup>、ち<sup>ち</sup>化をアップीलするために行ったきわめて政治的な行為であり、それにもなう誅儀礼もまたきわめて政治的なデモンストレーションにほかならなかった。それが多くの人びとの集まる「衢」で行われることに意味があるのであり、「衢」はそうした支配者側の政治的な儀礼が行われる場所でもあったのである。

なお欽明の没後埋葬までの殯(もがり)が河内の古市で行われていることも、古市がまさに餌香市に想定されることと相俟って興味深い。この後、推古が小墾田宮の南庭で、孝徳が難波長柄豊碓宮の南庭で、天武もまた飛鳥浄御原宮の南庭で殯を行っていることから、こうした殯宮儀礼や誅儀礼が、宮の公式行事の場合など、公的な広場で行われたことが考えられるのである。

『日本書紀』天武十年十月是月条の記事も、天武の行幸にともなう供揃えの儀式が、浄御原宮のある飛鳥からかなり離れた「軽市」で行われようとしたことが注目される。また推古十六年八月条にみられる隋使裴世清を飾騎七十五匹を遣わして「海石榴市衢」に迎えているのも、人びとの集まる「衢」で、外交使節に対する歓迎式典を行ったものとみて差し支えなからう。まさに多くの民衆の集まる場として「衢」を権力の側が有効に利用し、さまざまな儀礼を行っていたのである。

### (三) 歌垣の場

「海石榴市衢」が歌垣の場でもあったことは、『日本書紀』武烈即位前

紀にみられる太子時代の武烈と平群鮪が物部麁鹿火大連の女影媛をめぐって「海石榴市衢」の歌垣の場で、歌で掛け合う物語りからも知られる。『古事記』の清寧記には 祁命(顕宗)と平群臣の祖志毘が菟田首等の女大魚を争って歌垣に立つ物語りになっていて、歌垣の場所も不明である。いずれにしても単なる説話であるが、それが「海石榴市衢」に掛けて物語られているのは、この衢が歌垣が行われる場所であったためであろう。さらにさきに引いた『万葉集』の二首の歌も、「海石榴市の八十の衢」が歌垣の場であったことを示すものにはかならない。

また和田萃氏は、『令集解』の喪葬令遊部条に引かれる古記に「野中・古市の人の歌垣の類」とみえることから、河内の餌香市もまた歌垣の場であったことを指摘しておられる。<sup>(25)</sup>

古代の歌垣の場所としては『常陸国風土記』にみえる筑波山や「肥前国風土記」にみえる杵島山などがよく知られているが、各地の農村や漁村では山や野や海辺の松原などが歌垣の場所となっていたらしい。七世紀頃になると畿内などでは「衢」や「市」などでも歌垣が行われるようになっていたことが知られるのである。

### (四) 遊戯の場

こうした不特定の多くの人が集まる広場としての「衢」では、さまざまな遊戯が行われたことも当然であったと思われる。たまたま『続日本紀』の高倉朝臣(高麗朝臣)福信の薨伝から、奈良時代の「石上衢」で遊戯としての相撲が行われていたことが知られるが、おそらくその他さ

さまざまな遊戯・遊びなどが行われていたものと思われる。またこの「石上衢」の相撲は、誰でもが自由に参加出来るものであったことが知られて興味深い。

なお、『日本書紀』の垂仁七年七月条に当麻蹶速と野見宿禰の相撲の物語が見られるが、これなどもあるいは「当麻衢」で相撲が行われていたことが伝承の遡源にあるのかもしれない。

### (五) 刑罰執行の場

『日本書紀』敏達十四年三月条には、排佛派の物部守屋の意をうけた佐伯造御室が善信等の尼をとらえ、「有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市の亭（うまやたち）に楚撻（しりかたう）ちき」とある。「楚撻つ」とは尻や肩を鞭打つことで、後の律の笞刑で背・尻・膝を打つと同様の刑罰であろう。同様の記事は『元興寺縁起』にもみられ、ここでは佐俣岐弥牟留古造が「三の尼等を將て都波岐市の長屋に至りし時、その法衣を脱がして仏法を破り滅しき」とあって、たまたま「都波岐市の長屋に至った」ときに尼等はずかしめたことになっている。しかしこれは書紀の記載が本来のもので、尼等は公式の刑罰としての「楚撻ち」をうけたのであろう。このことから、「衢」が刑罰執行の場でもあったことが知られるのである。

### (六) 情報伝達の場

「衢」が情報伝達の場であったことを直接示す史料はないが、やはり

交通の要衝であった平城京東三坊大路の東の側溝から、行方不明になった馬や牛を探す告知木簡や、逆に牡馬を捉えて保管している旨の告知木簡が出土していることが注目される<sup>(26)</sup>。それらのなかには天長五年（八二八）のものがあり、いずれも平安遷都後のものである。この地は平城京の北端部に近い、北一条大路と南一条大路の間の東三坊大路で、この道が廃都後も大和から山城へ至る幹線道路として機能していたことが知られる。

また長岡京の東市付近でも、近江の勢多で迷子になった少年を探す告知札が出土しており、市や幹線道路の要所にはこうした私的な告知札が多数立て並べられていたことが伺われる<sup>(27)</sup>。こうしたことから、大和の「衢」でもこうした告知札が立てられていたことが当然予測されるのである。

## 三 衢の成立時期

前節までの検討からも明らかのように、古代において奈良盆地や大坂平野を貫く主要な幹線道路の交わるころは「衢」と呼ばれ、そこには多くの人びとが集まり、市が立つとともに、儀礼・祭祀・歌垣・遊戯・情報伝達など「都市の広場」的な機能をはたしていた。それはいわゆる「飛鳥京」や「藤原京」に近接するところに限られず、奈良盆地の西南部や東北部、あるいは南河内にも存在した。それではこうした単なる道路の交叉点ではなく、都市の広場的な機能をもった「衢」は、何時ごろから成立したのであろうか。

大和の「衢」のもつ祭祀的な役割に注目した前川晴人氏は、「都城制が未だ日程に昇っていない五世紀後半頃から六世紀末葉に至る時期に、同時期の数ある諸地域の宮室のうち、他ならぬ〈警余宮〉を宗教的に閉塞する目的をもって創出された単一にして不可分な衢の一群」ととらえ、後の都城制段階に「京城四隅」で執り行われた邪霊の防御と撃退のための祭祀の場と考えておられる。<sup>(28)</sup>しかし、軽、八木、海石榴市、当麻、石上などの「衢」の成立は、あくまでも下ツ道、上ツ道、南と北の横大路などの道路の成立が前提になるものである。岸俊男氏がやくから指摘しておられるように上・中・下道は高麗尺の六尺を一步とする大宝令施行以前の測地法にしたがって一〇〇歩の等間隔で設定され、その中心の中ツ道が飛鳥の中心を通ることからも飛鳥を中心に設定されたものにはかならない。<sup>(29)</sup>これらの古道と密接な関係をもつそれぞれの衢の成立を、飛鳥時代以前に求めることはまず困難というほかなからう。

もちろんこうした重要な交通路の中には、古墳時代の相当古い段階から次第に形成されてきたものがある時期に計画道路として整備されたものもあり、そうした始原的・自然発生的な古道の交叉点が人びとの集まる場所となっていたことは考えられる。しかし筆者が検討したいのは「衢」がさきにみたような駅であり市であり、さらに儀礼、歌垣、遊戯、情報伝達の場として、具体的な史料にみられるようなさまざまな機能をはたすようになり、またそのための一定の施設をとまなうようになってきた時期についてである。

『靈異記』に雄略朝のこととして物語られている小子部栖軽の雷を捉

える話や『日本書紀』の武烈即位前紀の「海石榴市の巷の歌場」の物語りが、後の「衢」をめぐる地理観や「衢」像にもとづいて作文されたものにすぎないことはあきらかであろう。小子部栖軽の説話は『日本書紀』の雄略七年七月条では、飛鳥の雷丘ではなく三諸岳、すなわち三輪山の神を捉える話として語られており、『靈異記』の説話では大蛇である三諸岳の神の属性の一つである雷を捉える話になってしまっている。また武烈紀の歌垣の物語りは、さきにふれたように『古事記』では武烈ではなく顕宗にかかる物語りとして清寧記に記されているのである。

「海石榴市の亭」が出てくる『日本書紀』の敏達紀の排仏記事については、同じ記事が『元興寺縁起』にみえるが、後者では排仏の主体が物部守屋ではなく他田天皇すなわち敏達の意志によるものとして語られており、その史実性はともかく、史料的にはそれなりの根拠を持つものと考えてよいのではなからうか。さらに「海石榴市衢」については、書紀の推古一六年紀にも、隋使裴世清一行を額田部連比羅夫が出迎えた記事がみられる。これに関しては『隋書』倭国伝にも「大礼哥多毗を遣はし、二百余騎を従へて郊勞す」とあり、また記事の前後の整合性からも「海石榴市衢」への出迎えは史実であろうと思われる。もし後世の作文であれば、難波から飛鳥京の小墾田宮へのルートとしては「海石榴市衢」を経由するのは回り道となり、むしろ推古十八年に同じ額田部比羅夫が膳臣大伴とともに新羅・任那使を迎えた寺川と下ツ道が合流点の阿斗（現田原本町坂手付近）を経由する方が合理的である。さらに『日本書紀』推古二十年二月条には堅塩媛の檢限大陵改葬にとまなう誅儀礼の記事が

あるが、これまたすぐ南の見瀬丸山古墳のあり方とも整合し、特に疑う必要はないものと思われるのである。

このように史料の検討からは、書紀の推古十二年、同二十年の記事はまず史実と考えられ、さらに敏達十四年の記事もよるべき史料があった可能性が考えられるのである。したがって文献史料の上からは、「衢」の成立は七世紀の初頭まではさかのぼりうるということになる。

一方、上・中・下ツ道や横大路の整備時期について岸俊男氏は、さきの推古十二年の隋使や推古十八年の新羅・任那使の飛鳥入京が、もっぱら舟運を利用していることから、難波から飛鳥に至る古道は官道としてはなお整備されていなかったため利用されなかったものと考え、推古二十一年十一月条の「又難波より京に至る大道を置く」という記事を重視すべきではないかとおられる。従うべき見解と思われるが、ただこれはあくまでも官道としての本格的な整備の時期を示すものであって、横大路、阿部・山田道、下ツ道などの存在は推古十二年、同十八年の記事からも推定されるところであり、「衢」の成立年代を七世紀初頭としたさきの検討結果と矛盾するものではなからう。

さらにこれらの古道の設定年代に関して和田萃氏は、横大路から南へ高麗尺の一五〇尺一里で六里のところが藤原京の南京極にあたるが、そこからさらに三里南の東西線上に前方後円墳の明日香村梅山古墳（現欽明陵）の中軸線がのるところから、横大路や上・中・下道設定のもとになっている地割りが六世紀末葉にまで遡る可能性を指摘しておられる<sup>30</sup>。この東西線上には梅山古墳からさらに東へ、平田岩屋古墳、鬼組古墳、

野口王墓古墳（現天武・持統合葬陵）が並び、またこの野口王墓古墳は下ツ道と中ツ道の中間にあたる藤原京の中軸線の南への延長線上に乗るのである。これら六世紀末から七世紀の墳墓の配置も、何らかの地割り計画に基づいていることが想定されるのである。

これらを総合すると、上・中・下の三道や横大路は早ければ六世紀末葉には設定され、また七世紀初めには大規模な整備が行われたことが推定されるのであり、大和の「衢」の多くも六世紀末葉から七世紀初頭には成立していたものと考えられるのである。

なお、考古学的な発掘調査の成果では、まだこれらの古道や衢の成立年代の問題に直接アプローチする材料はない。しかし藤原京の西京極部分や平城京の朱雀大路下層で検出された下ツ道の側溝にはそれが七世紀後半にさかのぼることを示す土器の出土が知られていることが注目される。このことは下ツ道が道路面の幅が二〇メートルをこえる大規模なものに整備された時期が藤原宮時代より古い時期であったことを物語っているのである。

#### 四 広場としての衢―むすびにかえて―

以上の三節にわたって検討したように、畿内の大和や河内の主要な幹線道路の交差点は「衢」とよばれた。そこには交通の要衝として既がおかれ、駅としての役割をはたしたことはいうまでもないが、単なる交通のターミナルにとどまらず、多くの人びとの集まる「広場」でもあった。

ここでは「市」が立って一定の経済的機能をはたすとともに、儀礼・祭祀・遊戯・刑罰・情報伝達など都市の「広場」的な機能を果たした。そしてとくに注目されるのは、その成立が本格的な都城としての藤原京成立よりはるかに古く、早ければ六世紀末葉、遅くとも七世紀初頭には成立していたと想定されることである。

こうした都市的な広場の機能をもつ「衢」が七世紀初頭には成立していたことは、日本列島における都市の成立を考える上にも重要な論点を提起するものといえよう。従来日本の古代都市は、古代の律令国家が天皇を中心とする支配のために、中国の都城制に倣って上から設定した政治的拠点にすぎないと考えられ、都市成立の前提条件がどれほど熟成していたのかといった視点での研究はほとんどみられなかった。日本の古代都市が支配の側から設定された政治都市にほかならないことは認めざるをえないが、そうした人工的に造成された都市が存立しうる前提条件として、都市の経済的機能をささえる市人の存在や、さらにその前提としての流通システムやそれを補完する交通網の整備がある程度進んでいることがどうしても必要であったと思われる。

一方、六世紀になって急速に進んだ、畿内政権による地方支配体制の進展は、必然的に官司制的な組織の整備・充実を進め、多くの官人の宮室近くへの集住をうながした。こうして七世紀になると宮室は飛鳥地方に継続して営まれるようになり、そのまわりに多数の貴族や官人が住むようになってきた。こうした地域の共同体から分離した貴族や官人、さらにそれをささえるさまざまな職掌のひとびとの集住は、必然的に市を

はじめ情報伝達の間、遊戯娯楽の間、男女交際の場など、農村・漁村から切り離された都市的な住民の生活をささえる機能を持つ施設・場所を必要としたことはいまでもなからう。こうした機能を果たしたのが、飛鳥の周辺や、また難波やその他の地域と飛鳥を結ぶ交通の要衝に形成された「衢」であったと思われる。

こうした飛鳥への交通路の整備は権力の側にとっても必要であったし、都市の広場的な機能をはたす「衢」の道路施設や厩の整備は、王権によって積極的に進められたものと思われる。この広場は権力の側にとってもさまざまな儀礼や刑罰執行の間、情報伝達の間としてその利用価値は大きかったと思われる。大王の行幸にとまらう出行の儀式や誅儀礼すらこの場所で行われるのである。さらに市もまた支配者の側にとつてまず必要な施設であつたらしい。奈良時代の東西市は基本的には官司と官人のためにもうけられていたものであつたという。その意味では七世紀の「衢」は飛鳥の諸宮室を中心とするいわゆる「飛鳥京」と一体のものであつたということができよう。

こうした「衢」のもつ多様な機能は、七世紀末葉になって日本列島で最初の本格的な条坊を備えた中国風の都城としての藤原京が成立するとともに、京内の「市」や「大路」に受け継がれ、さらにそれは平城京京内の諸施設に受け継がれていくのである。ただし「輕衢」、「八木衢」、「海石榴市衢」、「石上衢」や「餌香市」などは交通の要衝に位置したためか、平城京時代になつてもなおその生命を保っていたらしい。

恭仁京に都があつた天平十六年(七四四)閏正月四日、中納言巨勢奈

弓麻呂と参議藤原仲麻呂が市に派遣され、市人たちに都を何処にすべきかについて意見を聴している。<sup>(32)</sup>これは都にとって「市」がいかに重要であったかを示すものにほかならない。彼ら恭仁京の市人の多くは当然平城京から移っていったものと思われ、その多くはまた藤原京から移った人たちであり、またそのなかには各地の「衢」の市から移った市人たちも少なくなかったと思われる。彼らが都における流通機構を動かす能力を着々と研ぎ、身につけたのは、いうまでもなく七世紀の「衢」の市においてであつたらう。

日本列島における都市の歴史は、初期の宮室の動向とともにこうした七世紀の「衢」から書き起こされるべきであろう。ごくわずかの史料から想定される「衢」での人びとの生活は、歌垣をも含めてきわめて自由で躍動感あふれるものである。七世紀末葉になって中国風の巨大な都市が成立する一つの前提には、都市の広場的な機能をもった「衢」における前史があつたことは疑いなかろう。今後の考古学的な調査によって、藤原京時代以前の「衢」の実態が解明されることを期待したい。

註

- (1) 狩野久「律令国家と都市」『大系日本国家史』一 古代（東京大学出版会、一九七五年）
- (2) 岸俊男「大和の古道」〔日本古文化論攷〕吉川弘文館、一九七〇年、同「古道の歴史」〔古代の日本〕五、角川書店、一九七〇年、同「難波―大和古道略考」『小葉田淳教授退官記念国史論集』一九七〇年
- (3) 和田萃「横大路とその周辺」〔古代文化〕二六巻六号、一九七四年、同「横大路と竹内街道」〔環境文化〕四五号、星雲社、一九八〇年、同「河内の古道

〔環境文化〕五一号、星雲社、一九八一年、同「飛鳥のチマタ」〔檀原考古学研究所論集〕第十、吉川弘文館、一九八八年

- (4) 前田晴人「古代王権と衢」〔続日本紀研究〕二〇三号、一九七九年、同「古代国家の境界祭祀とその地域性」〔続日本紀研究〕二一五・二一六号、一九八一年、同「倭京の実態についての一試論」〔続日本紀研究〕二四〇・二四一号、一九八五年

- (5) 岸俊男「京城の想定と藤原京条坊制」〔藤原京〕奈良県史跡名勝天然記念物調査報告 第二五冊、一九六九年

- (6) 末永雅雄ほか「檀原遺跡」〔奈良県史跡名勝天然記念物調査報告 第一五冊、一九六二年）

- (7) 小島貞三「史跡名勝」〔檀原市史〕檀原市役所、一九六二年）

- (8) 和田萃「大和の国府について」〔赤松俊秀教授退官記念国史論集〕一九七二年）

- (9) 花谷浩・川越俊一「藤原宮跡・藤原京跡の発掘調査」〔奈良国立文化財研究所年報〕一九八九 奈良国立文化財研究所、一九九〇年）

- (10) 檀原市千塚資料館「かしはらの歴史をさぐる―平成四年度埋蔵文化財発掘調査速報展―」〔檀原市千塚資料館、一九九三年）

- (11) 奈良国立文化財研究所編「平城京朱雀大路発掘調査報告」〔奈良市、一九七四年）

- (12) 伊藤勇輔・中井一夫「大和郡山市稗田・若槻遺跡発掘調査概報」〔奈良県遺跡調査概報〕一九八〇年度 第二分冊、奈良県立檀原考古学研究所、一九八二年）

- (13) 「奈良国立文化財研究所年報」一九八九―一九九一（奈良国立文化財研究所、一九九〇年―一九九二年）

- (14) 竹田政敬「藤原京右京十二条四坊」〔大和を掘る〕一三、奈良県立檀原考古学研究所附属博物館、一九九三年）

- (15) 坂本太郎「大和の古駅」〔末永雅雄先生古稀記念古代学論叢〕一九六七年）

- (16) 和田萃「横大路とその周辺」〔古代文化〕第二六巻第六号、一九七四年）

- (17) 前川晴人「古代王権と衢」〔続日本紀研究〕第二〇三号、一九七九年）

- (18) 「檀原考古学研究所年報」一九七四（奈良県立檀原考古学研究所、一九七六年）

- (19) 今尾文昭・亀田美賀「藤原京横大路」〔大和を掘る〕一三、奈良県立檀原考古学研究所附属博物館、一九九三年）

- 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』下 (日本古典文学大系 六八、岩波書店、一九六五年)
- (21) 福山敏男「葛木寺と厩坂寺の位置」(『日本建築史研究』墨水書房、一九六八年)
- (22) 輕衡の輕社にも、齋槻があったことが万葉の歌(二六五六)などから知られるが、和田萃氏は『日本書紀』大化五年三月条にみえる「今來の大槻」がこれにあたる可能性を指摘しておられる。和田萃「今來の双墓をめぐる憶説」(『史想』一九、京都教育大学考古学研究会、一九九二年)
- (23) 阿斗市については、これを河内の現八尾市植松町・跡部本町付近に求める説もある。榮原永遠男「都城の經濟機構」(『日本の古代』九、中央公論社、一九八七年)
- (24) 見瀬丸山古墳の年代観やそれにもとづく解釈については次の書物に私見を示しておいた。前園実知雄・白石太一郎「藤ノ木古墳」(『日本の古代遺跡を掘る』第五卷 読売新聞社、一九九五年)
- (25) 和田萃「チマタと櫛―オトタチバナヒメ入水伝承を手掛りにして―」(『檀原考古学研究所論集』第七、吉川弘文館、一九八四年)
- (26) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査報告』VI (奈良国立文化財研究所、一九七五年)
- (27) 中山 章「長岡京・平安京の実像」(白石太一郎編『歴史考古学―発掘された飛鳥・奈良・平安時代―』放送大学教育振興会、一九九五年)
- (28) 前川晴人「古代王権と衡」(『続日本紀研究』第二〇三号、一九七九年)
- (29) 岸俊男「大和の古道」(『日本古文化論攷』吉川弘文館、一九七五年)
- (30) 和田萃「見瀬丸山古墳の被葬者―継体・欽明朝内乱―に関連して」(『日本書紀研究』七、塙書房、一九七三年)
- (31) 花谷浩・川越俊一「藤原官跡・藤原京跡の発掘調査」(『奈良国立文化財研究所年報』一九九〇年)、奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』(奈良市、一九七四年)
- (32) 榮原永遠男「都城の經濟機構」(『古代の日本』第九卷、一九八七年)

(国立歴史民俗博物館 考古研究部)

## Study on *Chimata* (Crossroads of Ancient Japan)

SHIRAISHI Taichirō

A feature of the transportation system of the Nara Basin in the seventh and eighth centuries were the *chimata*, places located at major crossroads where markets were held and people gathered. Among these crossroads were the Karu-no-chimata at the intersection of the Shimotsu-michi and Abe-Yamada-michi routes ; the Tsubaichi-no-chimata at the intersection of the Yoko-ōji and Yamanobe-no-michi roads and near the convergence of rivers such as the Hasegawa, a major water route to Naniwa ; the Taima-no-chimata where the western end of the Yoko-ōji road branched into the Ōtsu-no-michi and the Tajihi-michi, both leading to Kawachi via Osaka and Takenouchi, respectively ; and the Isonokami-no-chimata where the Kamitsu-michi and Tatsuta-michi routes met.

According to *Nihon shoki*, *Nihon ryōiki* and other ancient texts, as major cruxes in the road network the *chimata* often had permanent stable facilities. In addition to markets and fairs, they were also used as venues for funerals and other rites ; for sports and amusements such as sumo wrestling ; for *utagaki* parties and other social gatherings for young men and women ; for the execution of criminal punishments ; and for the dissemination of public information. They thus fulfilled a truly vital function : public spaces where large groups of people could gather and interact for a diverse range of purposes.

Their development being closely associated with the establishment of the major traffic routes of the ancient era—the Kamitsu-michi, Nakatsu-michi, Shimotsu-michi and Yoko-ōji, for instance—*chimata* are thought to have first appeared no later than the early-seventh century, and definitely existed before the establishment of the Fujiwarakyō capital in 694. With the creation of the court bureaucracy in the sixth century, many officials came to reside in the vicinity of the imperial palace. One result of this assemblage of large numbers of court-related people was that, in contrast to the frequency with which the court had until then been moved from place to place, in the seventh century the emperor's palaces were built in Asuka or its vicinity. Many people thus lived in the Asuka area. But as the nobility, the bureaucracy and their various functionaries—detached from existing local communities—grew in number, this inevitably required places to conduct markets and other kinds of activities that sustain a distinctively urban lifestyle. The *chimata* fulfilled this role.

This account casts new light on the accepted view that major ancient cities such as the Fujiwarakyō and Heijōkyō capitals were “political cities” purposely built in the style of China's castle capitals in order to consolidate the ritsuryō state whose authority centered around the Emperor. In order for the politically inspired, artificial construction of such a city to take place, there must be markets and traders that sustained the economic function of the city, as well as the distribution systems and networks of roads that supported those systems. In this sense, *chimata* provide an invaluable point of reference in any consideration of the historical preconditions of the rise of cities in Japan.